

住宅耐震改修工事利子補給金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひょうご住まいの耐震化促進事業の一層の促進を図ることを目的として、融資を受けて耐震改修工事を含む住宅改修工事を実施する場合に利子補給を行うことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）等に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(利子補給の対象者)

第2条 利子補給の対象となる者は、金融機関から融資を受けて耐震改修工事を行う個人とする。

(利子補給の対象工事)

第3条 利子補給の対象とすることができる工事は、次の各号に掲げる要件を満たす工事とする。

- (1) 市町が実施する住宅耐震化に係る補助事業（ひょうご住まいの耐震化促進事業の補助対象となるものに限る。以下「耐震改修事業」という。）による工事費補助を受けていること
- (2) 耐震改修工事が、住宅改修事業の適正化に関する条例（平成18年兵庫県条例第35号）第3条の登録を受けた住宅改修業者によるものであること

(利子補給の対象)

第4条 利子補給の対象となる経費は、金融機関からの借入金のうち耐震改修事業による工事費補助の対象となる経費から、次の各号に掲げる補助額を控除した経費とする。

- (1) 耐震改修事業による工事費補助額
 - (2) 前号に掲げる工事費補助のほか法令等に基づく補助金を受ける場合にあっては、当該補助額
- 2 前項に規定する経費には、耐震改修工事と同時に行った住宅改修工事に要した経費を合算することができる。
- 3 第1項に定める利子補給の対象となる経費は、1戸あたり1,000万円を上限とする。
- 4 第1項に定める金融機関からの借入金は、平成19年4月1日以降最終資金の交付が行われた融資に限る。

(利子補給率及び利子補給期間)

第5条 利子補給率は年0.5%とする。ただし、融資利率が0.5%を下回る場合は、当該融資利率とする。

- 2 利子補給期間は、融資の最終資金交付の日から起算して5年間とする。

(利子補給金の交付総額)

第6条 利子補給金の交付総額は、第4条に定める利子補給の対象となる経費について、最終資金交付日の翌日以降の最初の金銭消費貸借契約（以下「金消契約」という。）に定める償還日の前月における応答日の翌日を起算日として、金消契約に定める償還期間及び融資利率により、元金据置期間がある場合は元金据置期間を除き、元利均等の毎月償還があるものとして算出した当初5年間の各月の融資残高（1円未満切捨て）に前条に定める利子補給率を乗じて得た額（1円未満切捨て）の合計額とする。

(利子補給金の交付申請)

第7条 利子補給金の交付を受けようとする者は、住宅耐震改修工事利子補給金交付申請書（様式第1号）に知事が別に定める書類を添えて、融資を受けた金融機関の窓口に提出するものとする。

2 前項の交付申請書の知事への提出は、融資を受けた金融機関を経由して行うものとする。

(決定及び通知)

第8条 知事は、前条の規定による利子補給金交付申請があったときは、その内容を審査し、県の予算の範囲内で、利子補給金の交付決定を行うものとする。

2 知事は、前項の交付決定を行う場合は、必要な条件を付することができる。

3 知事は、利子補給金を交付すべきものと決定したときは、住宅耐震改修工事利子補給金交付決定通知書（様式第2号）により当該決定を受けた者に通知する。

(利子補給金の請求)

第9条 利子補給金の交付を受けようとする者は、知事が指示する期日までに、住宅耐震改修工事利子補給金請求書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

2 前項の請求は、当該交付月の対象期間に属する金融機関への割賦償還に遅滞がある場合は、その遅滞が解消されるまでの間できないものとする。

(利子補給金の交付)

第10条 知事は、利子補給金の交付にあたり、金融機関に対して交付対象者の割賦償還の事実を確認のうえ、年2回の交付月に交付対象者指定の預金口座に振り込むものとする。

2 知事は、当該交付月の対象期間に属する金融機関への割賦償還に遅滞がある交付対象者に対しては、利子補給金の交付を停止し、遅滞が解消された日以降の交付月に一括して交付するものとする。

3 交付対象者が死亡した場合、知事が特に必要と認めるときは当該交付対

象者に交付することとしていた利子補給金残額をその承継者に引き続き交付できるものとする。

(対象者の報告義務)

第11条 交付対象者は、利子補給期間中において、次の各号の一に該当するときは、知事が別に定める様式により、すみやかに知事に届出をするものとする。

- (1) 交付対象者の氏名の変更があったとき
- (2) 交付対象者の住所の変更があったとき
- (3) 交付対象者の償還口座の変更があったとき
- (4) 交付対象者が利子補給期間中に死亡したとき
- (5) 交付対象者の返済方法の変更があったとき
- (6) 交付対象者が利子補給を辞退したとき
- (7) その他知事が交付対象の実情を把握するため必要な報告を求めたとき

(利子補給金の打ち切り等)

第12条 知事は、利子補給期間中において、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利子補給金の交付を打ち切ることができるものとする。

- (1) 利子補給対象融資を全額一括償還したとき
 - (2) 対象住宅の所有権を移転したとき
 - (3) 前条に規定する報告を正当な理由なく、当該事実の発生から1ヶ月以上怠ったとき
- 2 知事は利子補給対象者が不適正に利子補給金を受領していたことが明らかになった場合は交付を打ち切り、支払った全額の返還を求めることができる。

(利子補給金の交付決定の変更)

第13条 知事は、利子補給期間中において、交付対象者が利子補給の対象となる融資について繰上償還を行ったときは、次の区分に従い、住宅耐震改修工事利子補給金変更交付決定通知書(様式第4号)を交付し、利子補給金の交付決定の変更を行うものとする。

- (1) 対象融資を全額繰上償還した場合
全額繰上償還を行った日以降最初に到来する予定であった償還日の前月における応答日まで交付し、以降の利子補給は打ち切るものとする。
- (2) 対象融資を一部繰上償還した場合
繰上償還を行った日以降の交付額は、利子補給金の交付対象となった借入金の繰上償還日における融資残高について、繰上償還後の第1回償還日の前月における応答日の翌日を起算日として、繰上償還後に定める償還期間及び当初融資利率により元利均等の毎月償還があるものとして算出した各月の融資残高(1円未満切り捨て)に第5条に定める利子補

給率を乗じて得た金額について、当初5年間のうち繰上償還までの償還期間を差し引いた期間の合計額とする。

(報告、調査及び指示)

第14条 知事は利子補給金の交付に関して必要があると認めるときは、交付対象者及び金融機関に対し、報告を求め、帳簿、書類その他必要な物件を調査し、又は必要な事項を指示することができる。

(雑 則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

(附 則)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日以前に交付決定を受けた利子補給については、なお従前の例による。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日以前に交付決定を受けた利子補給については、なお従前の例による。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日以前に交付決定を受けた利子補給については、なお従前の例による。